

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)

令和 年 月 日提出
 追加訂正 令和 年 月 日提出 吉岡町長 あて

給与支払者の法人番号又は個人番号		事業種目	(他市町村分も含む)
所在地		受給者総数	人
(フリガナ)	(電話)	特別徴収者(給与引去り)	人
名称		普通徴収者(個人納付)	人
代表者の氏名		合計	人
職氏名		給与の支払方法及びその期日	
連絡者の氏名及び電話番号		新規採用や中途入社がいる場合、その人の前職分の給与を含んでいきますか?	はい・いいえ(人数: 人)
会計事務所等の名称		摘要欄にその旨の記載がありますか?	はい・いいえ
		納付書の送付	要・不要

※普通徴収とする場合は、「普通徴収切替理由書」の提出が必要です。原則として特別徴収となります。
 ※切替理由書の提出がない場合は切替理由書に該当する理由がない場合は、赤字で訂正してください。
 ※赤字された給与支払者情報等に、漏れや変更等がある場合は、赤字で訂正してください。

給与支払報告書(総括表)の記載にあたっての留意事項

- この「給与支払報告書(以下「報告書」という)」は、地方税法(以下「法」という)第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に提出してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - 給与の支払を受けている者のうち給与の支払をうけなくなったもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 給与支払者の個人番号又は法人番号(個人番号)欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第5項に規定する個人番号をいう)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「連絡者の氏名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「会計事務所等の名称」欄には、この報告書の提出を税理士等に依頼している場合にその連絡先を記載してください。
- 「受給者総人数」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人数を記載してください。
- 「吉岡町への報告人員」欄には、吉岡町に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者(退職者を含む)の延べ人数を記載してください。
- 「普通徴収者(個人納付)」欄には、吉岡町において普通徴収に該当する者の延べ人数を記載してください。なお、普通徴収に該当する者がいる場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書(以下「切替理由書」という)」に該当理由(事由)と人数を記載し、この報告書とあわせて必ず提出してください。また、普通徴収に該当する者の「給与支払報告書(個人別明細書)」の「摘要」欄に、切替理由書の該当理由の符号を必ず記載してください。(切替理由書の提出がない場合、切替理由書の理由に該当しない場合は特別徴収となります。)
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

令和 年 月 日提出

普通徴収切替理由書 兼 仕切書

市町村名	吉岡町	指定番号	
特別徴収義務者名			

符号	普通徴収該当理由	人数
普A	総受給者数が2人以下の事業者 (総受給者数=「受給者総人数」-「下記B~F該当人数」)	人
普B	他の事業所で特別徴収が行われている者 (乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない者 (年間の給与支給額が99万円以下又は90万5千円※以下)	人
普D	給与の支払が不定期である者	人
普E	事業専従者 (給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)	人
普F	退職者 及び 退職予定者 (休職者を含む) (5月末日まで)	人
普通徴収対象者合計人数 (総括表の「普通徴収者」欄の人数と一致します)		人

普通徴収切替理由書兼仕切書の記載にあたっての留意事項

- この「普通徴収切替理由書兼仕切書(以下「切替理由書」という)」は、当面、普通徴収を認める基準を示すものです。
- 上記理由(普A~普F)に該当する場合は、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができず。
- 普通徴収に該当する者がいる場合は、給与支払報告書と一緒にこの切替理由書を提出してください。(切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。)また、普通徴収に該当する者の「給与支払報告書(個人別明細書)」の摘要欄に、必ず上記符号(普A~普F)を記入してください。
- 符号「普C」の()内の「年間の給与支給額」は前橋市、高崎市及び桐生市は96万5千円、それ以外の群馬県内の市町村は93万円となります。また、群馬県以外の都道府県については、従業員がお住まいの市区町村へ確認してください。
- e L T A X で提出する場合も、同様に個人別明細書の摘要欄に上記符号を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。(当理由書の提出は不要です。)

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地 吉岡町役場税務会計課税務室

電話 0279 (54) 3111 (代表)